



千葉県における 地域準則条例の制定について



千葉県市原市五井南海岸付近

平成23年3月1日
千葉県商工労働部産業振興課
産業企画室長 入江 信明

目次

- 1 千葉県概況
- 2 地域準則条例の制定
- 3 地域準則条例の効果
- 4 緑地整備の課題
- 5 企業ヒアリング時の意見

1. 1 千葉県概況

- 首都圏の東側に位置し、太平洋に突き出た半島
- 県土の2／3が平野で500m以上の山がない唯一の県
- 工業分野の製造品出荷額等は約15兆円（全国6位）
- 主要業種は、「石油・石炭」、「化学」、「鉄鋼」の3業種（3業種で県全体の製造品出荷額等の58.8%を占める）

○千葉県の面積 515,660ha（全国第28位）

※平成21年10月1日 全国都道府県市町村別面積調

○千葉県の森林面積 160,852ha（県面積の31.1%）

※平成21年度 千葉県森林・林業統計書

○千葉県の特定工場
における緑地面積 1,141ha（森林比 0.7%）

1.2 千葉県の特定期工場の状況①

■ 千葉県の地域準則条例の内容と特定期工場の状況

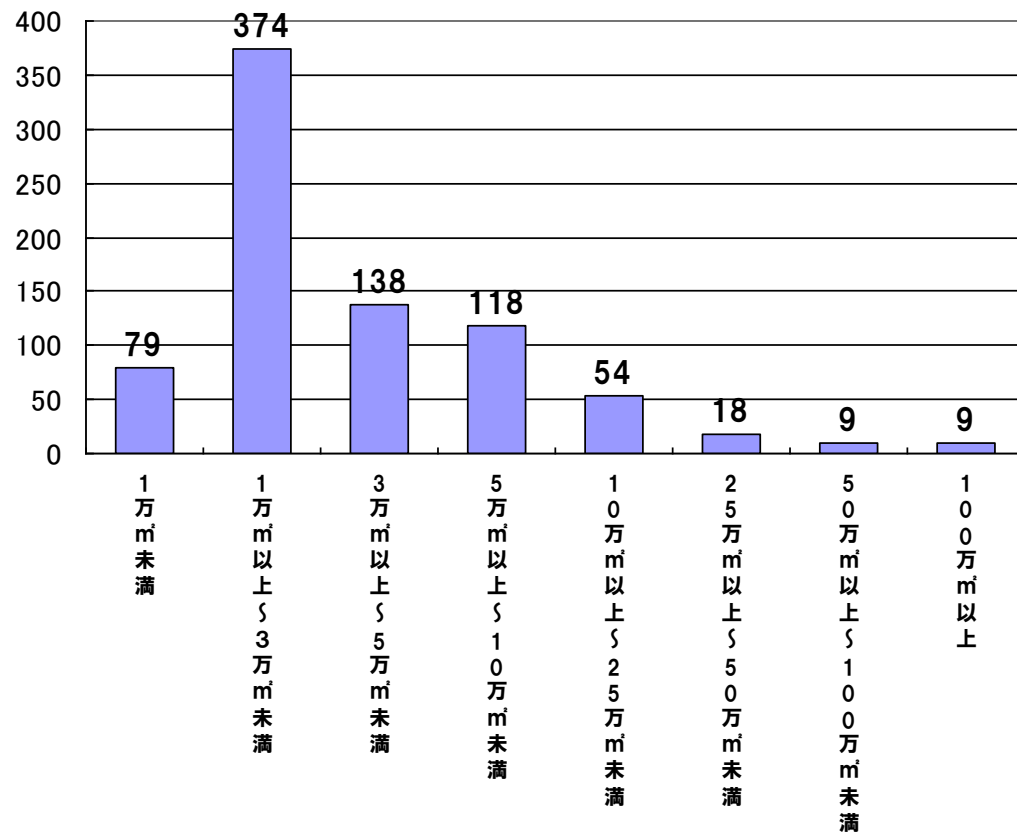
	地域準則		特定期工場の状況			
	緑地面積率	環境施設面積率		工場数	緑地率	環境施設率
工業専用地域	10%	15%	既存	158	13.4%	14.4%
			新設	277	21.6%	24.2%
			合計	435	15.2%	16.6%
工業地域 準工業地域	15%	20%	既存	82	16.3%	19.7%
			新設	114	26.2%	29.9%
			合計	196	20.8%	24.3%
その他地域	20%	25%	既存	49	18.3%	21.3%
			新設	119	39.2%	42.3%
			合計	168	35.1%	38.1%
合 計			既存	289	13.8%	15.2%
			新設	510	27.5%	30.4%
			合計	799	18.2%	20.1%

※既存：昭和49年6月28日以前に設置された工場、新設：既存以外の工場

1.2 千葉県の特定期工場の状況②

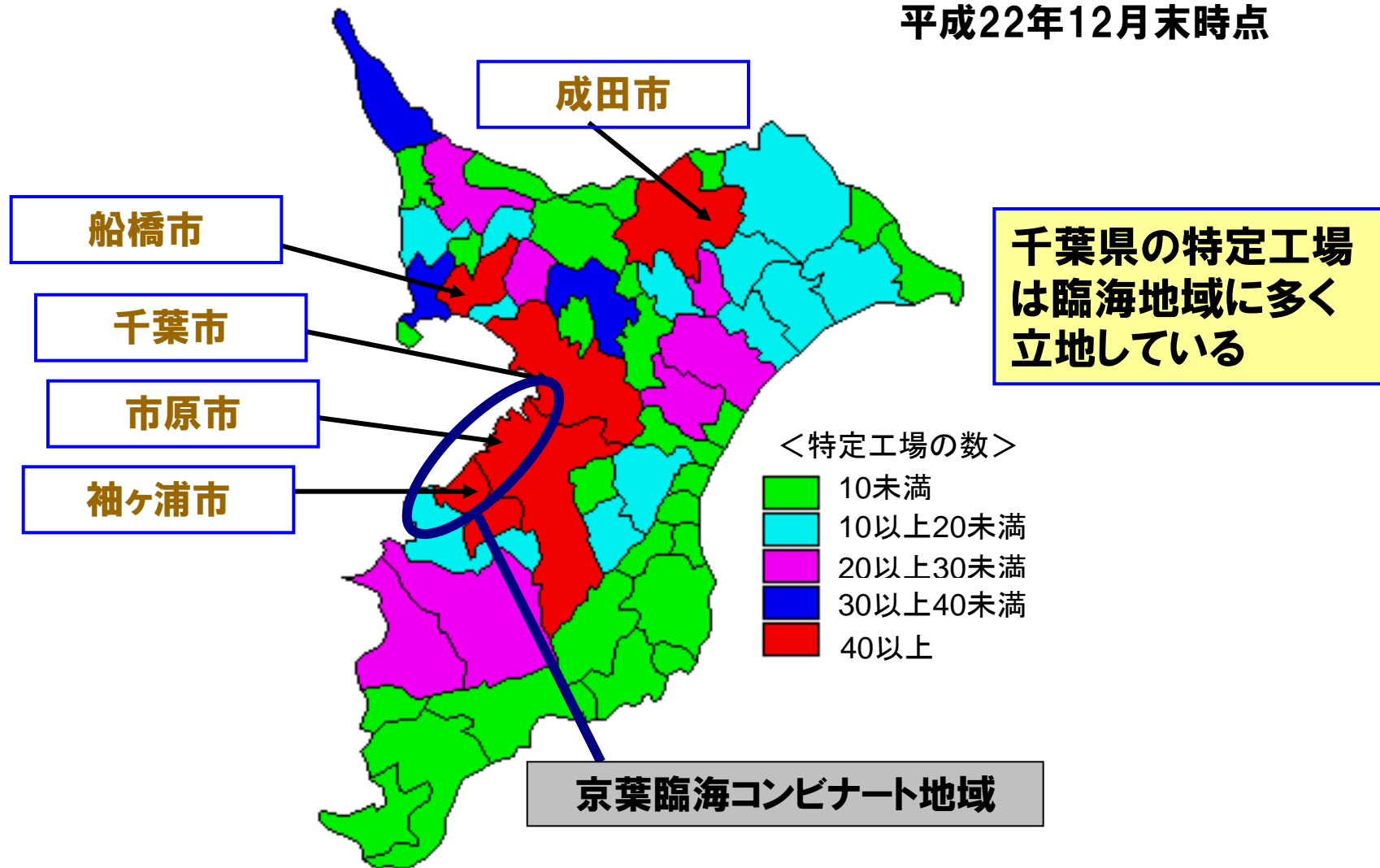
■ 面積別にみた特定工場の状況

区分	工場数
1万㎡未満	79
1万㎡以上～3万㎡未満	374
3万㎡以上～5万㎡未満	138
5万㎡以上～10万㎡未満	118
10万㎡以上～25万㎡未満	54
25万㎡以上～50万㎡未満	18
50万㎡以上～100万㎡未満	9
100万㎡以上	9
合計	799



1. 3 千葉県の特特定工場の分布状況

平成22年12月末時点

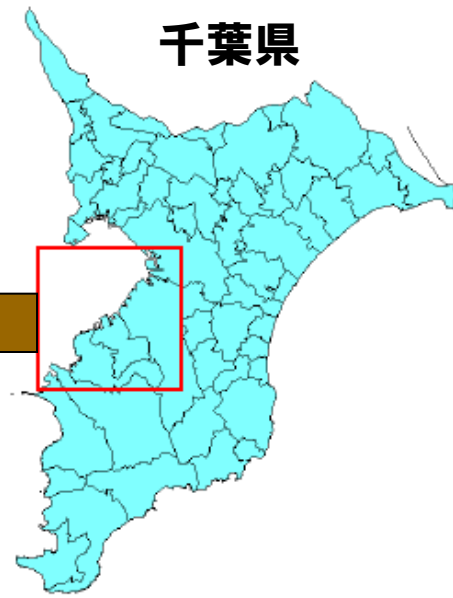
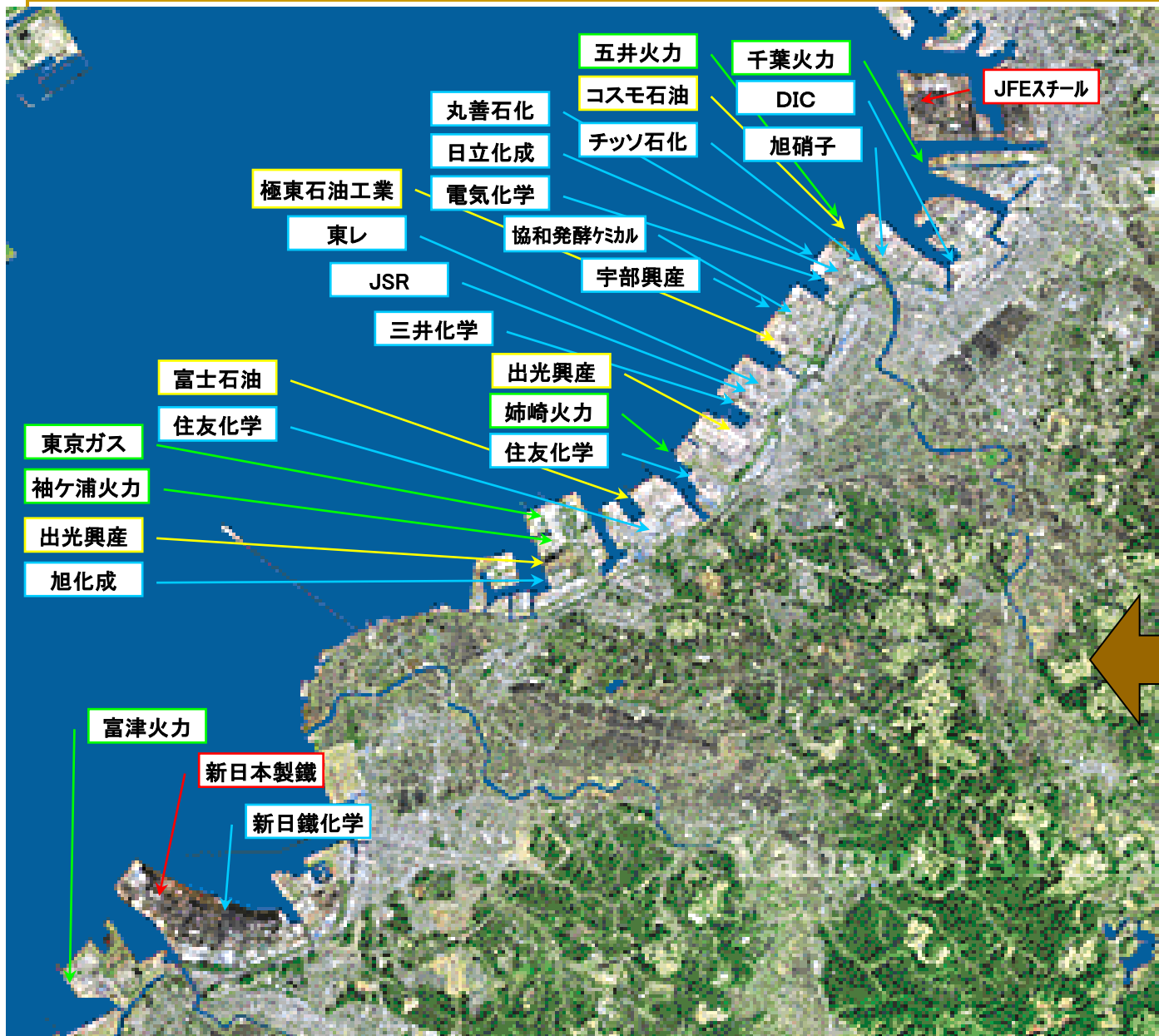


1.4 京葉臨海コンビナートの概要

- 千葉市・市原市・袖ヶ浦市・木更津市・君津市・富津市の臨海部の埋立地(約5,000ha)に企業群が集積
- 市原市・袖ヶ浦市に立地した石油精製・石油化学の企業群が4つのコンビナートを形成
- 2つの銑鋼一貫製鉄所、5つの火力発電所、2つのLNG基地が立地

- 事業所数 …………… 249事業所 (県全体の3.8%)
- 従業者数 …………… 34,743人 (県全体の15.2%)
- 製造品出荷額 …………… 8兆7,773億円 (県全体の56.8%)
※ 石油・石炭(40.9%)、化学工業(32.3%)、鉄鋼(17.5%)、その他(9.3%)
- 付加価値額 …………… 1兆3,636億円 (県全体の39.8%)
- 投資額 …………… 2,374億円 (県全体の50.5%)

[出所: 工業統計調査(平成20年)]



1.5 コンビナート地域の特徴



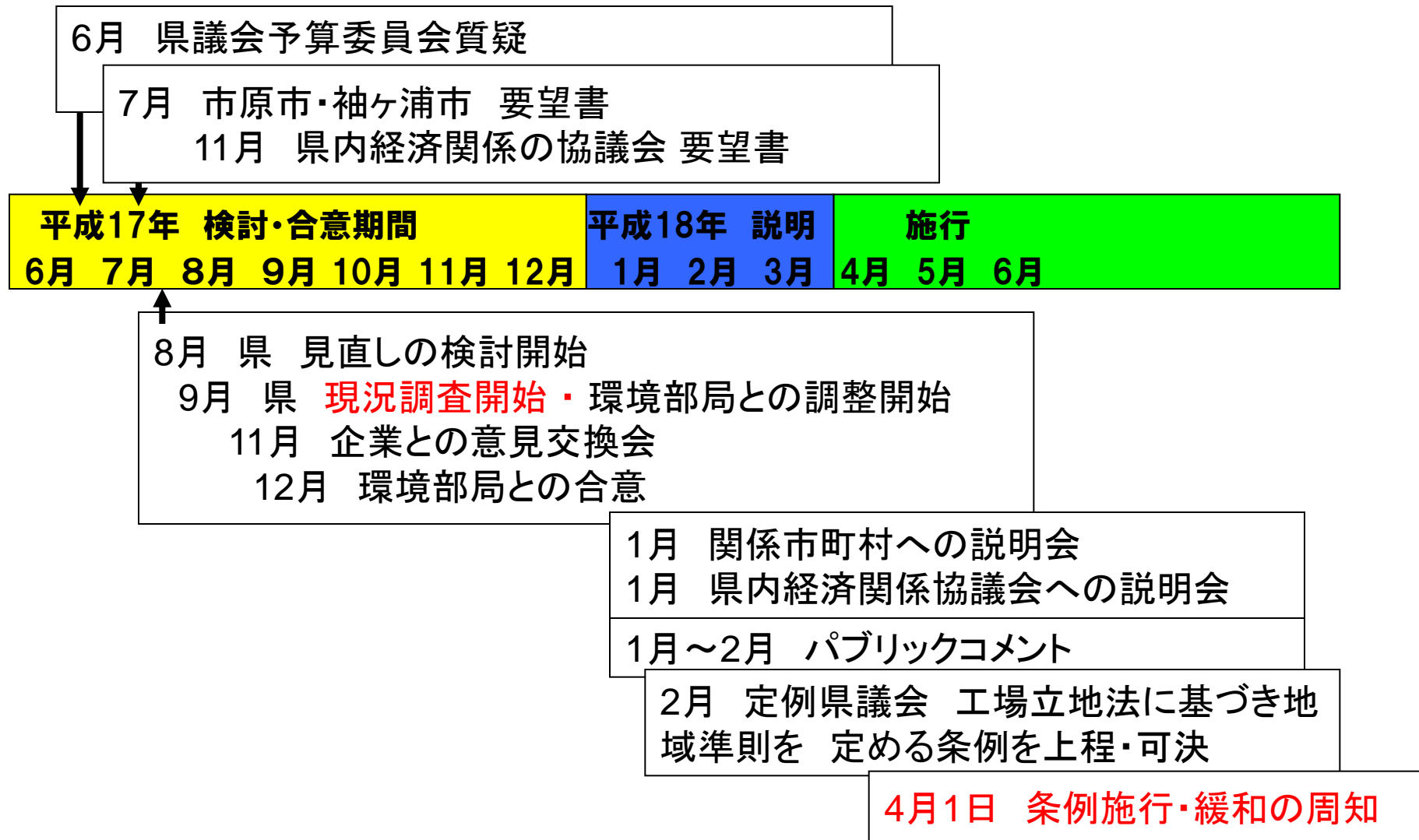
特徴

- ・住宅地と隔絶
- ・緩衝緑地が整備
- ・工場の隣も工場
- ・工場群の先は海

工場内のレイアウトは自由度が低く緑地を確保する余裕がない

緩衝緑地・産業道路を挟んで住宅地が広がる

2.1 地域準則条例制定のスケジュール



2 地域準則条例の制定

2.2 本県の平成17年当時の状況

平成17年9月～10月にかけて、県内の市町村及び企業を対象に行った現況調査の結果

工業専用地域

工業地域・準工業地域

特定工場の状況

<p>86.7㎡(県土の約1.7%) 県内特定工場の約57%が集積</p>	<p>75.8㎡(県土の約1.5%) 県内特定工場の約23%が集積</p>	<p>企業の約4割が工場の増設計画がある</p>
<p>① 約5割が臨海部 ② 8割近くがグリーンベルト等隣接地との緩衝地帯を有する ③ 約8割の工場が5mの外周緑地を保有 ④ 約9割の地域が住宅、商業地域と接していない ⑤ 地域内の住宅、商店等の建築は法律で禁止されている ⑥ 地域の周囲500m以内に公園や森林等の施設が点在</p>	<p>① 約3割が臨海部 ② ほとんどの地域で隣接地との緩衝地帯を有する ③ 約5割の工場が5mの外周緑地を保有 ④ 約6割の地域が住宅、商業地域と隣接している ⑤ 地域の約5割が地域内に住宅等がある ⑥ 地域の周囲500m以内に公園や森林等の施設が点在 ⑦ 地域内の工場の70～80%が第5種業種</p>	<p>① 約8割が工場の増設に伴う緑地の確保が負担になると考えている(うち約2割がこれ以上の緑地の確保が困難) ② 約7割が過去の工場の増設の際、緑地の確保が負担となっていた(うち約3割が計画変更や計画を断念)</p>

2.3 工場立地法と緑化協定

平成17年当時の工場立地法と緑化協定

工場立地法

当県の緑化協定制度

根拠	工場立地法	千葉県自然環境保全条例第26条
対象面積	敷地面積9,000㎡以上 建築面積3,000㎡以上	工場用地は10,000㎡以上 (住宅用地は100,000㎡以上)
緑地の種類	緑地と認められる植栽基準を 満たせば特になし	樹木以外緑地として認めない
樹木の植栽密度	樹木以外にも芝生等の地被植物を 緑地として認める	外周緑地の場合 敷地100㎡あたり以下の割合で植栽する 高木:中木:低木=13:46:41



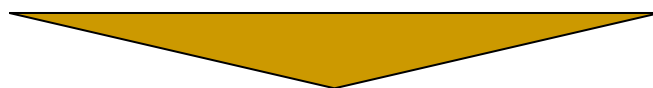
工場立地法と緑化協定の調整結果

- ① 工場敷地内の緑地率については工場立地法の基準を適用
- ② 敷地内外の緑地率20%は努力目標
- ③ 樹木率10%は維持し、敷地内で樹木率10%を満たせない場合は敷地外で樹木緑地を確保する。敷地外の緑地は樹木以外は認めない。

3 地域準則条例の効果

＜地域準則条例適用の平成18年度以降4年間の実績＞

- 新設届 76件中 23件(29.8%)が規制緩和を活用
- 変更届 258件中 77件(29.8%)が規制緩和を活用



緑地規制緩和により工場の新設・増設等の企業の設備投資の促進に一定の効果があった

＜事例＞

約5万㎡の工場を新設する企業が環境施設面積を20%と想定し約1万3千㎡の緑地を計画していたが、15%に緩和されていたため、約8千㎡の緑地確保で足りたため、緑地造成のコストが削減できたうえ、およそ5千㎡を別の用途に活用できた。

4. 1 敷地内緑地の課題

タンク周りの緑地の課題

- 地域住民からは見えない
- 消防活動の妨げとなるため
樹木は不可。維持コスト大。
- 配管点検等のため頻繁に撤去

<課題 緑地保持の意義>

- 従業員の心理的効果、
大気浄化の効果は疑問
= 比較的効用の少ない緑地



4.2 周辺緑地と住環境の課題

遊歩道をイメージした緑地を工夫

- ・地域住民に配慮して設置
- ・視覚緑量を考慮し山を造成
- ・工場内の緑地が見えるフェンス



<課題 周辺からの意見>

- ・砂の飛散が増えた
 - ・高木が日照を妨げる 等
- 必ずしも周辺環境に寄与するとは限らない



4.3 敷地外で森林保全に取り組む事例



【整備計画】完成予定イメージ

・森の木々を使った遊具を設置
・遊歩道の整備

活動エリア
ハイキングエリア

みんなの
広場

生産エリア

椎茸やドングリの苗などを育成、観察

ピオトープ、池の設置

観察エリア

**県有林を活用した森林整備活動
(千葉県法人の森制度)**

「企業と協働による森林づくり」として約7,700haの県有林を活用し企業が
行う植林、間伐等の場を提供。

企業は間伐等を行うと共に地域の環
境教育の場として活用

**県の認証制度による
認証CO₂吸収量→16.8t
(2008年8月～2011年3月)**



4.4 業種・規模による課題

○緑地が事業活動にマイナスとなる業種の存在

例：食料品・飲料品産業

- ・食品への虫等の混入は死活問題となる
- ・混入を避けるため、工場からはなるべく自然を排除

○拡張により特定工場となった工場の課題

「隣地の買い増し」等により特定工場に該当した工場は、

- ・既存工場※であれば準則計算を適用
- ・既存でなければ事前相談の段階で緑地確保を指導して準則を順守している状況

将来的に緑地確保が困難な事例が出るおそれ大きい

※昭和49年6月28日以前に設置された工場

5 企業ヒアリング時の意見

<ul style="list-style-type: none">■ 工場・地域の特性に応じた緑地の整備	⇒	<ul style="list-style-type: none">■ 敷地面積の広大な工場では、準則を適用すると、緑地面積も広大になる (100万㎡の敷地→10%で10万㎡の緑地)■ 小規模な面積の変更・頻繁にレイアウトを変更する場合は、年1回の事後の届出にできないか
<ul style="list-style-type: none">■ 敷地外緑地の整備	⇒	<ul style="list-style-type: none">■ 地域住民へ開放された緑地及び環境施設加算等の対応(120%、150%換算)■ 自社所有の社宅等にある緑地の算入
<ul style="list-style-type: none">■ 緑地の確保が困難な製造業構内に小規模の緑地を随所に確保	⇒	<ul style="list-style-type: none">■ 事業活動に支障が生じる 例)木が茂り標識が見えなくなる トラックの運行の支障になる■ 重複緑地の算入上限の廃止 駐車場を緑地として最大限活用